

暴風警報・特別警報発令時の臨時休校について

記

1. 「暴風警報」「特別警報」が発令された時

- ①午後3時までに解除されている場合は、平常授業。
- ②午後3時以降に解除されていない場合は、臨時休校。
(テレビ、ラジオ等で正確な情報を収集すること)

2. その他の“警報”が発令された時

- ①午後3時までに解除されている場合は、平常授業。
- ②午後3時以降に解除されていない場合、
 - 〈1〉状況を見て、平常授業、一部授業カット等の措置をとる。
(生徒は判断不明の場合、措置状況を学校に電話などで確認すること)
 - 〈2〉大雨警報等が発令中の場合は、自動二輪、原動機付自転車、自転車での登校はしない。

※台風等非常変災により、登校できなかった生徒は担任に申し出ること。

※臨時休校となった場合は、後日補充授業を行うことを原則とする。

以上